

KOSHIN REPORT

2025

ディスクロージャー誌



TOKYO KOSEI

経営ビジョン

東京厚生信用組合は、
業域信用組合として培ったリレーションやノウハウを活用して
お客様のニーズを的確に捉え、良質な金融サービスを提供することにより、
「業域」及び「地域」の発展に貢献いたします。

経営基本方針

- 東京厚生信用組合は、
1. 業域信用組合として持続的に金融仲介機能を果たしていくため、取引基盤・収益基盤の拡大を図ります。
 2. 「業域」と「地域」の双方で業務を行う金融機関として金融仲介機能を発揮することにより、お客様の事業展開を幅広くサポートいたします。
 3. 持続可能な収益性と将来にわたる健全性に留意しながら、業務展開を図ります。

C O N T E N T S

- | | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 3 ■ 開示項目一覧 | 10 ■ 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況 |
| 4 ■ ごあいさつ | 11 ■ 苦情処理措置及び紛争解決措置について |
| 4 ■ 東京厚生信用組合の概要・店舗のご案内 | 12 ■ 業務のご案内 |
| 5 ■ 役員・組織図 | 14 ■ 令和6年度 業績と経営内容 |
| 5 ■ 当組合の沿革 | 22 ■ 自己資本の充実の状況 |
| 6 ■ 業績の推移 | 29 ■ リスク管理債権について |
| 8 ■ 地域貢献活動 | 30 ■ 総代会について |
| 9 ■ コンプライアンス体制とリスク管理体制 | |

ディスクロージャー開示項目一覧

単体ベースのディスクロージャー項目

ごあいさつ・当組合の概要…………… 4

【概況・組織】

店舗一覧（事務所の名称・所在地）…………… 4

自動機器設置状況…………… 4

地区一覧…………… 4

事業の組織…………… 5

役員一覧（理事及び監事の氏名・役職名）…………… 5

【主要事業内容】

主要な事業の内容（業務のご案内）…………… 12～13

信用組合の代理業者…………… 該当なし

【業務に関する事項】

事業の概況…………… 14

経常収益…………… 19

経常利益…………… 19

当期純利益…………… 19

預金積金残高…………… 19

貸出金残高…………… 19

有価証券残高…………… 19

総資産額…………… 19

純資産額…………… 19

自己資本比率（単体）…………… 19

出資総額、出資総口数…………… 19

出資に対する配当金…………… 19

職員数…………… 19

【主要業務に関する指標】

業務粗利益及び業務粗利益率…………… 18

資金運用収支、役員取引等収支及びその他の業務収支 …… 18

業務純益・実質業務純益・コア業務純益…………… 18

資金運用勘定・調達勘定の平均残高・利回り…………… 19

総資金利鞘等…………… 19

受取利息、支払利息の増減…………… 19

業務純益…………… 18

総資産経常利益率…………… 19

総資産当期純利益率…………… 19

【預金に関する指標】

預金種目別平均残高…………… 20

預金者別預金残高…………… 20

定期預金種類別残高…………… 20

【貸出金等に関する指標】

貸出金種類別平均残高…………… 20

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額…………… 20

貸出金金利区分別残高…………… 20

貸出金使途別残高…………… 20

貸出金業種別残高・構成比…………… 21

預貸率（期末・期中平均）…………… 20

【有価証券に関する指標】

商品有価証券の種類別平均残高…………… 該当なし

有価証券種類別残存期間別残高…………… 21

有価証券種類別平均残高…………… 21

有価証券の取得価額、時価及び評価損益…………… 21

預証率（期末・期中平均）…………… 20

【経営管理態勢に関する事項】

法令等遵守の体制…………… 9

リスク管理体制…………… 9

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容…………… 11

マネロン・テロ資金供与対策…………… 11

サイバーセキュリティへの取組強化…………… 11

【財産の状況】

貸借対照表、損益計算書、

 剰余金処分計算書…………… 15～18

リスク管理債権について…………… 29

 (1) 破綻先債権 (2) 延滞債権

 (3) 3ヵ月以上延滞債権 (4) 貸出条件緩和債権

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額…………… 29

自己資本充実状況…………… 22～28

有価証券、金銭の信託等の評価…………… 該当なし

貸倒引当金（期末残高・期中増減額）…………… 25

貸出金の償却額…………… 20

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について…………… 31

法定監査の状況…………… 31

【その他】

継続企業の前提の重要な疑義…………… 該当なし

総代会について…………… 30～31

報酬体系について…………… 31

【地域貢献に関する事項】

地域貢献

 （信用組合の社会的責任（CSR）に関する事項等） …… 8

地域密着型金融の取り組み状況…………… 8

中小企業の経営の改善及び地域の

 活性化のための取り組み状況…………… 10

【任意の開示項目】

経営ビジョン・経営方針

当組合の沿革…………… 5

手数料一覧…………… 13

皆様には日頃より当組合の業務運営に関しまして、格別のご理解とご協力を賜り、役職員一同厚く御礼申し上げます。

この度、当組合の第72期（令和6年度）の業務内容及び経営状況等を取り纏めたディスクロージャー誌を作成いたしましたので、ご高覧頂ければ幸いに存じます。

令和6年度の日本経済は、企業による賃上げや高い投資意欲等の前向きな動きがみられた一方で、賃上げが食料品等の生活必需品を中心とした物価上昇に追いついていない状況もあり、個人消費や設備投資は依然として力強さに欠けることとなりました。

また、中国経済の減速に加えて、アメリカの通商政策に対する懸念や中東情勢の不安定化等による景気の後退観測もあり、日本を含む世界経済は下振れリスクを抱えている状況が見受けられました。

当組合の主なお取引先である中小規模事業者の皆様につきましても、人件費及び物件費の高騰や人手不足、後継者不足に加えて、金利上昇等による資金繰りなどで厳しい経営状況が続いています。

このような経済環境のなか、当組合は、令和4年度にスタートした3ヶ年にわたる第四次経営強化計画の下、「業域を基盤として地域への広がりも兼ね備えた」特色のある信用組合として、金融仲介機能を十分果たすべく、医療・福祉・環境衛生の事業者の皆様のニーズに応え、きめ細やかな金融サービスの提供に努めるとともに、地域の中小規模事業者の皆様に対しても、さまざまなニーズに応え、役職員一丸となり業務運営に努めてまいりました。

令和6年度業績につきましては、貸出金残高が前期比で約7億円増の382億円、預金残高が前期比で約4億円減の519億円となりました。また、収益面におきましても、コア業務純益、当期純利益ともに経営強化計画の目標値を上回ることができました。

これもひとえに皆様方のご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

第73期（令和7年度）は、第五次経営強化計画の初年度であり、重要な年度と認識しております。

当組合としては、業域と地域の双方の領域で、お客様とのリレーションを一層強化するとともに、これまでに培ったノウハウを活用したきめ細かいサービスの提供や、コンサルティング機能の発揮により、中小規模事業者等の皆様のニーズに一層応えてまいりたいと考えております。

これからも、真に必要とされ信頼される協同組織金融機関を目指し、役職員一丸となって努力してまいりますので、引き続き、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月
理事長 土井 真一郎

東京厚生信用組合の概要・店舗のご案内

「中小企業等協同組合法」に基づく中小企業者や勤労者の協同組合組織による相互扶助を目的とした金融機関です。

当組合は、業域信用組合としては、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金の貸出、老人福祉施設や障害者施設等各種福祉施設の開設・運営資金の貸出、地域信用組合としては、事業者や個人のお客様の資金需要に対する各種ローンなどのサービスの提供を行い、信用組合としての社会的責任を果たすことにより、業域及び地域の発展に寄与しております。

●東京厚生信用組合の概要

名称 — 東京厚生信用組合
設立 — 昭和28年8月8日
出資金 — 5,201百万円
本部所在地 — 東京都新宿区西新宿6-2-18
ホームページ — <https://www.tokyokosei.co.jp>

代表者 — 理事長 土井 真一郎
組合員数 — 8,508名
常勤役職員数 — 60名
電話番号 — 03-3342-2415（代）
店舗数 — 4店舗

●店舗のご案内

営業時間（窓口） 月曜日～金曜日 9:00～15:00（※ATMをご利用できる時間 月曜日～金曜日 9:00～18:00）

休業日 土、日、祝祭日及び銀行法に定める休日

本部・本店 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18 TEL 03-3342-2411

浅草支店 〒111-0043 東京都台東区駒形1-1-12 TEL 03-3843-8411

小平支店 〒187-0041 東京都小平市美園町1-31-1 TEL 042-343-0321

青梅支店 〒198-0036 東京都青梅市河辺町10-8-3 TEL 0428-24-2111

●ATM（現金自動預払機）は全店舗に設置してあります。

- お取引いただける方
1. 都内一円、神奈川県（川崎・横浜市）及び埼玉県（朝霞・入間・所沢・戸田・新座・飯能市）において中小規模（法令に基づく）の福祉・医療・環境衛生及びこれに関連する事業を営む事業者、その事業者の役員及び従業員の方
 2. 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内で中小規模の事業（業種は問いません）を営む事業者、事業者の役員及び従業員の方
 3. 千代田区、中央区、新宿区、台東区、渋谷区、中野区、小平市、東久留米市、東村山市、西東京市、青梅市、羽村市内に住所・居所を有する個人の方

役員・組織図・当組合の沿革

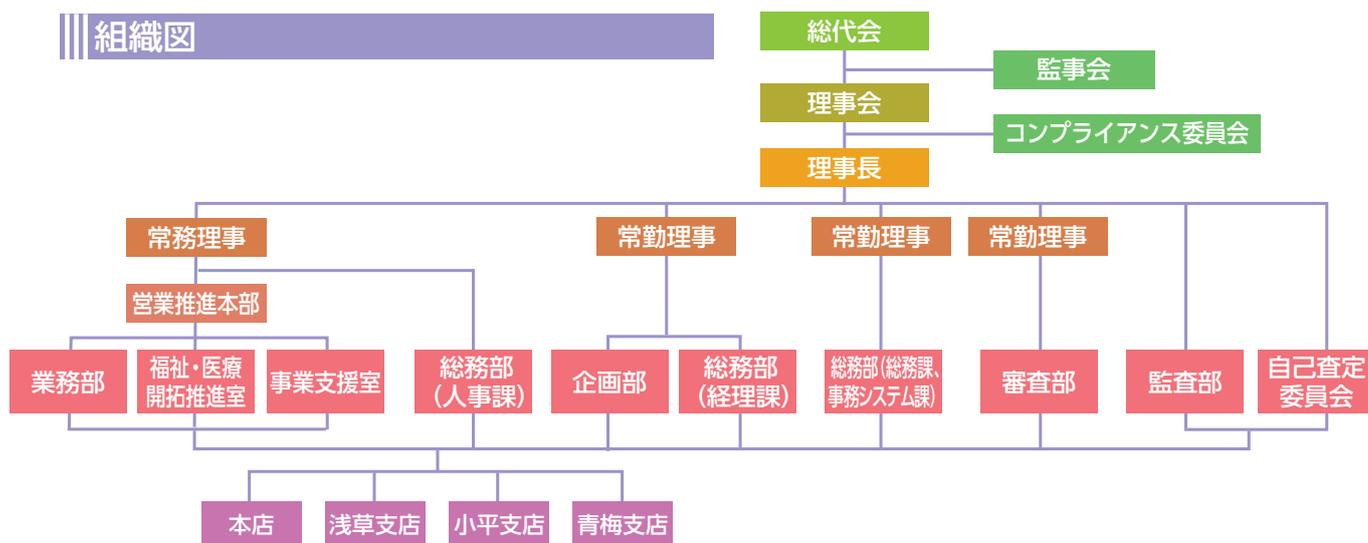
役員

理事長 土井 真一郎	理事 (非常勤) (※1) 野村 寛 福) 東京都福祉事業協会 理事	常勤監事 森尾 みゆき
常務理事 小野寺 栄治	白井 護 (一社) 東京環境保全協会 常任理事	監事 (非常勤) (※2) 吉川 裕一 税理士 吉川税務会計事務所
常勤理事 中嶋 勉	矢田 宏人 (株) 福祉医療共済会 代表取締役	(※1) 当組合は、職員出身者以外の理事の経営参画によりガバナンスの向上や組合員の意見の他面的な反映に努めております。
常勤理事 癸生川 徹	田中 美佐 社会福祉法人 大三島育徳会 副理事長 特別養護老人ホーム 博水の郷 施設長	(※2) 非常勤監事は、「協同組合による金融事業に関する法律第5条の3」に規定する、員外監事であります。 (令和7年6月末現在)
常勤理事 辻田 浩之	久留 善武 (一社) シルバーサービス振興会 常務理事	
	辻 健吾 弁護士 大江・田中・大宅法律事務所	

会計監査人の名称

東邦監査法人 (令和7年6月末現在)

組織図



当組合の沿革

昭和28年8月	設立、台東区に本店を定める	平成12年10月	東京都国民健康保険団体連合会により振込金融機関の指定を受ける
昭和39年10月	新宿支店開設	平成17年6月	独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉事業施設の整備事業に対する貸付に係る覚書締結
昭和42年6月	店舗所在地区として台東区、新宿区の営業認可を受ける	平成20年8月	神奈川県川崎市・横浜市、埼玉県所沢市・朝霞市・入間市・飯能市・戸田市・新座市の2県8市の業域営業認可を受ける
昭和43年10月	小平支店開設 小平・東村山市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始	平成24年3月	優先出資を発行
昭和46年2月	組合員資格として環境衛生業を追加	平成26年3月	優先出資を発行
昭和50年4月	青梅支店開設 青梅市公金取扱、同市制度融資代理業務指定金融機関の認可を受け、取扱事務開始	平成26年6月	経営革新等支援機関の認定取得
昭和52年6月	地域信用組合の営業範囲の一部として、千代田区・中央区・渋谷区・中野区・小平市・田無市・東久留米市・東村山市・青梅市・羽村市の営業認可を受ける	令和3年4月	T K C 東京都心会と中堅・中小企業の持続的成長支援に関する覚書を締結
昭和55年8月	新宿区西新宿に新本店ビルを建設 本店を浅草より移転するとともに、新宿支店を合併し、営業開始 旧本店を浅草支店として営業開始	令和4年4月	東京都内信用組合との連携協力に関する協定書を締結
		令和4年11月	電子手形交換所へ移行
		令和5年4月	新宿区中小企業支援ネットワーク会議協定書を締結
		令和7年5月	新宿区DX推進部会へ参画し、新宿区DX推進共同宣言を公表

業績の推移

預金積金残高の推移

当組合の預金積金残高は、令和6年度末では519億円となっております。

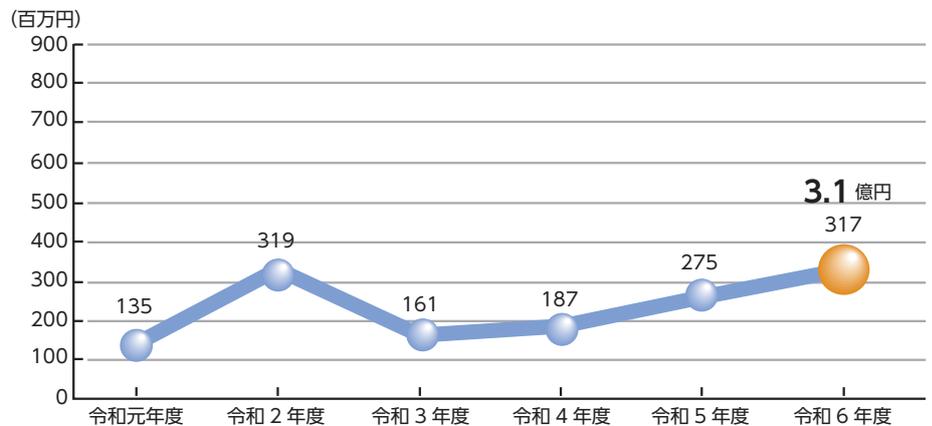
多くの業域・地域のお客様から高い信頼をいただいております。

これからも信頼にお応えすべく健全経営を目指してまいります。



当期純利益の推移

令和6年度において、当組合は3.1億円の当期純利益を計上しております。



貸出金残高の推移

当組合の貸出金残高は、令和6年度末では382億円となっております。

当組合は業域・地域の皆様の豊かな暮らしのお手伝いのためのご融資を行っております。

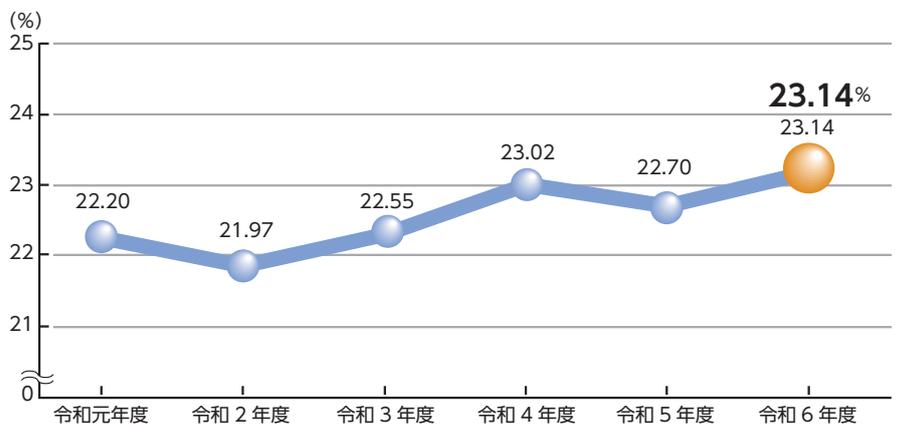


自己資本比率(単体)の推移

経営の健全性を示す自己資本比率は、令和6年度末で23.14%です。

これは国内基準の4%を大きく上回っております。

これからも自己資本の充実により、より安心してお取引していただける組合を目指します。



$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額 (9,489 百万円)}}{\text{リスク・アセット等 (40,993 百万円)}} \times 100 = 23.14\%$$

平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

新宿区DX推進 共同宣言

私たちは、社会全体のデジタル化を推進するため、新宿区における官民がそれぞれの強みを最大限に活かし、マイナンバーカードの普及・利活用の促進、キャッシュレス決済の普及と定着、事業者のデジタル化を促進することで、持続可能な活力ある地域社会の実現に向け、連携して取り組むことをここに宣言します。

令和7年5月9日

【共同宣言者】 (五十音順)

牛込警察署長 大森 隆之	東京厚生信用組合 理事長 工 牙 真一 郎
牛込消防署長 安田 達 弘	東京三協信用金庫 理事長 中 島 久 喜
株式会社 Criacao (広報大使) 代表取締役社長 丸 山 和 大	東京商工会議所新宿支部 会長 高 野 谷 太 郎
西京信用金庫 理事長 北 村 裕 介	東京税理士会新宿支部 支部長 石 井 大 地
新宿区長 吉 住 健 一	東京税理士会四谷支部 支部長 沢 藤 晃 宏
一般社団法人 新宿青色申告会 会長 水 口 光 保	東京都新宿都税事務所長 北 村 周 一
新宿開税会 会長 大 塚 章 嘉	戸塚警察署長 長 谷 川 暎 子
新宿警察署長 坂 藤 雅 一	一般社団法人 四谷青色申告会 会長 伊 東 克 朗
新宿酒販和会 会長 片 桐 基 次	四谷開税会 会長 佐 口 博 昭
新宿消防署長 沼 尾 昭 仁	四谷警察署長 藤 本 智 文
新宿税務署長 櫻 井 元 博	四谷消防署長 川 村 亮 太 郎
新宿年金事務所 所長 永 山 昌 彦	四谷税務署長 高 岡 典 房
新宿納税貯蓄組合連合会 会長 伊 賀 七 政	四谷税務署管内小売酒販組合連合会 会長 矢 代 英 昭
公益社団法人 新宿法人会 会長 高 野 谷 太 郎	四谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長 村 瀬 陽 一
第一勤業信用組合 理事長 野 村 勉	公益社団法人 四谷法人会 会長 青 柳 晴 久



ピーターパンカード寄付贈与式



本部本店ビル



補助金助成金についての組合内セミナー



浅草支店

地域貢献活動の状況について

1. 貢献に対する組合の経営姿勢

- ▶ 当組合は業域信用組合として、医療・福祉・環境衛生の事業を営む企業及び個人事業主の皆様への良質な金融サービスの提供を使命としており、診療所や調剤薬局の開業・運営資金の貸出、老人福祉施設の開業・運営に係る資金の貸出を行い、信用組合としての責任を果たすことにより、業域・地域の発展に寄与しております。
- ▶ 当組合は業域・地域と一体であることが相互の発展をもたらすものであるとの認識から、地元町内会や商店会の主催する行事への参加、ボランティア活動への参加を通じて、相互理解を深め信頼関係を構築するよう努めております。

2. 預金を通じた地域貢献

- ▶ 当組合がお客様からお預りしている預金は、医療・福祉・環境衛生に関連した事業を営む皆様の設備資金や運転資金として貸出しております。
また、個人のお客様には住宅ローン等の貸出を通じて、生活環境の向上、地域発展のために使われております。

3. 融資を通じた地域貢献

- ▶ 当組合は、以下の商品を取扱い、業域・地域の皆様の資金需要に貢献しております。(令和6年4月～令和7年3月、貸出実績)

(単位：千円)

貸出商品	件数	金額
医師向け融資	11	196,370
歯科医師向け融資	13	37,220
福祉関連融資	39	937,994
障害者支援事業所向け融資	1	4,000
保証協会保証付融資	22	163,190
不動産融資	254	15,605,189
業域事業者向け融資【援】	38	332,740
業域事業者向け融資【結】	11	46,600
その他事業者向け融資	73	1,177,710
消費者ローン	30	55,450
住宅ローン	4	78,500
その他個人	17	115,858
合計	513	18,750,821

4. 地域密着型金融に関する事項

- ▶ 業域信用組合として社会福祉や環境衛生など、地域・生活に密着した活動を行い、NPO法人(介護福祉関連)の設立、創業支援やグループホーム、障害者事業所等を支援し、地域貢献を図っております。
- ▶ 過度に不動産担保や個人保証に依存しない融資手法の1つとして、医療機関や特別養護老人ホーム、居宅介護サービス事業者等が毎月受領する診療報酬、調剤報酬及び介護報酬等を債権譲渡担保として当該取引先の資金需要に対応しております。
また、当組合独自商品「債権譲渡担保融資」は介護給付金等の債権譲渡担保融資の取組みとして優れた特色あるものと認められ平成21年2月27日関東財務局より顕彰を受けました。

5. 地域へのサービスの充実度

- ▶ **ATMサービス**
 - ・店舗設置の他、金融機関相互提携により銀行、信用金庫、信用組合、JAバンク、ゆうちょ銀行、セブン銀行のATMでもお取り扱いができます。
- ▶ **情報提供活動**
 - ・営業店において、税金や法律などの専門的な相談には税理士、弁護士等専門家のご紹介を行っております。
- ▶ **苦情相談窓口の設置**
 - ・皆様の貴重なご意見を広くお聞かせ願ひ、組合の経営に生かせるための体制整備として、店頭ロビーに「ご意見箱」を設置し、組合ホームページにも「苦情・ご意見」の書き込み欄を設けております。
- ▶ **AED(自動体外式除細動器)の設置**
 - ・心臓が停止した際に電気ショックを与えて救命措置を行うAED(自動体外式除細動器)を全店に設置しております。

6. 文化的・社会的貢献

- ・当組合役職員が介護職員初任者研修(旧ホームヘルパー2級)の認定を受け(令和7年3月末時点、30名)、老人福祉施設の敬老会や小平市社会福祉協議会主催の運動会でのお手伝い等に役立てております。
- ・認知症を正しく理解するため、多数の職員が「認知症サポーター」の認定を受けております(令和7年3月末時点、41名)。
- ・地域の社会福祉協議会が主催する心身障がい者の運動会やチャリティー・バザー等に参加し、行事運営のお手伝い、車椅子介助等を行っております。
- ・各地域の皆様とのコミュニケーションを深めるため地元行事に積極的に参加しております。



地域貢献活動写真 小平支店 小平市民祭り

コンプライアンス体制とリスク管理体制

コンプライアンス（法令等遵守）体制

コンプライアンス（法令等遵守）への取り組み

金融機関の社会的責任や企業倫理のあり方が厳しく問われている現在、当組合は、その社会的責任と公共的使命を十分理解し、各種法令や組合内の各種規程等社会的規範を忠実にかつ誠意を持って遵守することにより、業域・地域社会から信頼される金融機関をめざしております。

そのため当組合では、コンプライアンス委員会を設け、コンプライアンスを総合的な経営運営の立場から検討、計画、評価することとしております。また、企業倫理規程、行動規程等を定め、これらを含め遵守すべき法令・組合内規程等を「コンプライアンス・マニュアル」として取りまとめ、役職員の手引書として配布、遵守の徹底を図っております。

▶ 法令等遵守に係る基本方針

- (1) 金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、健全な業務運営を通じて、お客様及び社会からの信頼・信用を確保する。
- (2) 法令、諸規則、諸規程の遵守（以下「コンプライアンス」という。）を通じて、社会的規範を逸脱することなく、誠実かつ公正に業務を遂行してコンプライアンスの実践を図る。
- (3) その事業等の情報を適時かつ適切に開示して、広く社会とのコミュニケーションを図る。
- (4) 従業員の人格、個性を尊重するとともに、安全かつ快適な環境を確保する。
- (5) 社会の構成員であること及び業域並びに地域社会の発展や公共の利益に深く関わる業務に携わっていることを認識し、「良き企業市民」として、自主的かつ積極的に社会貢献活動及び環境問題に取り組む。
- (6) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決する。

リスク管理体制

金融の自由化、国際化や技術革新の進展などにより、金融業務はますます多様化、高度化する一方で内在するリスクも増大しております。金融機関は、自らがさらされているリスクの種類、量や特性を正確に把握し、自己責任において対応を図り、適正な収益を確保しなければなりません。

当組合は、こうした認識から各事業部門が内在するリスクを総体的に捉え、その総体的なリスクを当組合の経営体力と比較・対照することにより、業務の健全性を確保することとしております。

▶ 信用リスク管理

信用供与先の財務状況の悪化により、貸出金の回収や利息の徴求が困難となり、損失を被るリスクのことです。当組合では、貸出資産の健全性を維持するため、営業推進部門と審査部門を分離し、厳格な審査体制のもと、案件審査・与信管理を行っております。

高額な融資に当たっては、常勤役員で構成する融資審議会で慎重に審査するほか、審査部門では、内部規程に基づき定期的に業況の推移を確認し、担保評価の見直しを図っております。

また、資産管理のために厳格な自己査定を実施し、不良資産に対しては適正な償却・引当を行い、その結果については外部の監査法人の確認も受けております。

▶ 市場リスク管理

金利、為替などの変動により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当組合では、預金・貸出金の金利、有価証券の価格・外国為替の相場が変動することによる時価への影響を分析し、リスクを適切にコントロールしながら、金融資産の健全性の確保に努めております。

▶ 流動性リスク管理

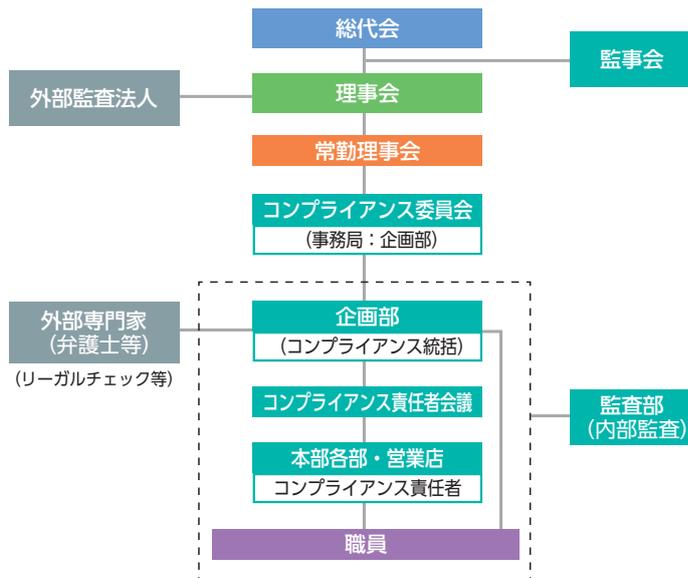
資金の運用と調達 mismatches や予期しない資金の流出などにより資金繰りに支障をきたし、通常よりも著しく高いコストの資金調達を余儀なくされて損失を被るリスクのことです。当組合では、資金の運用、調達所要額を常に把握し、資金繰りを重要リスクとして位置づけ、効率的な資金運用を行っております。

▶ オペレーショナル・リスク管理（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク等）

当組合が業務を遂行していく過程において、役職員の活動や、システム面の不具合、または外生的な事象により、当組合が損失を被るリスク等で、事務・システム・法務・人的・風評等のリスクのことです。当組合では、各リスクについて、適切な管理体制の整備を図っております。

特に、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与に係るリスクについては、国際的要請を踏まえ、金融庁ガイドラインに基づき、管理体制の一層の整備・強化を図っております。

コンプライアンス体制図



中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取り組み状況

1. 中小企業の経営支援に関する取り組み方針

日本の経済動向は、景気回復基調が続いているものの、中小企業におきましては依然として厳しい環境が続いており、中小企業金融円滑化法の終了以降も経営改善・事業再生支援を求める企業が減少していない状況が続いております。

このような状況下、当組合におきましては、中小企業の皆様の経営改善等の支援は非常に重要な課題と考えており、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている取引先への対応については、資金需要に迅速に対応し、信用供与の維持・拡大を図るとともに、さらなるコンサルティング機能の発揮に努めその責務を果たしていきたいと考えております。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

当組合は、お客様の経営改善・事業再生支援等の取り組みを強化するため、平成26年6月16日付で「経営革新等支援機関」の認定を受けました。

また、本業務に対する取り組み態勢の整備・強化を図る観点から、平成26年3月に本部内に「事業支援室」を設置いたしました。同室では、営業店と連携しながら、支援先の経営課題の分析・把握、経営改善の取り組みのための方策の企画・立案、経営改善計画の策定支援などについて、必要に応じ外部の専門家等の協力を得て取り組んでおります。

3. 中小企業の経営支援に関する取り組み状況

外部専門家を講師とする研修の実施、外部機関が開催する研修会等への参加などにより、コンサルティング能力の向上を図るとともに、外部との連携を強化して具体的な案件の取り組みに努めております。

創業又は新事業開拓、事業承継等のニーズに対しては、開業資金等の供与、外部機関が実施するセミナー情報等の紹介、創業支援等に係る各種制度融資の紹介等、様々な支援を実施してまいります。

経営に関する相談及び早期の事業再生に関する相談に対しては積極的に対応し、当組合のノウハウを結集して解決のための方策を提案できるよう努めております。

【「経営者保証に関するガイドライン」への対応】

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客様からお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しております。経営者保証の必要性については、お客様との丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

なお、当組合においても「『経営者保証に関するガイドライン』への取り組み方針」を策定し、ホームページに公表しております。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

令和6年度に当組合において、「新規に無保証で融資した件数」は254件（前年度218件）、「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」は55.82%（同51.05%）、「保証契約を解除した件数」は4件（同10件）、「経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限り）」は該当なし（前年も該当なし）となっております。

4. 地域の活性化に関する取り組み状況

当組合は業域信用組合として医療・福祉・環境衛生の事業に対する良質な金融サービスの提供に努めるとともに、店舗所在地の地域の中小規模の事業者や個人のお客様に対しても地域密着型の金融に積極的に取り組み、地域の活性化に努めております。

また、令和5年度より新宿区内中小企業の創業・経営安定・事業承継等の各段階における現状・課題に関する情報交換やノウハウの共有等を行い、得られた知識や技術を各金融機関が実施する施策に反映させていくことを通じて、区内中小企業の活性化及び地域経済の発展を図ることを目的とし、新宿区と区内に営業店を置く6つの金融機関等による「新宿区中小企業支援ネットワーク会議」が設立され、当組合も同会議に参画いたしました。

この活動を通じ、更なる地域の活性化に努めて参ります。

苦情処理措置及び紛争解決措置について

当組合は、お客様からのお申し出について、以下のとおり金融ADR制度（金融分野における裁判外の紛争解決制度）も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図りながら、当組合に対するお客様の信頼の向上に努めております。

苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または、下記の窓口にお申し出ください。

【窓口：東京厚生信用組合 業務部】

電話 **0120-294-805**
受付日 月曜日～金曜日
(土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く)
受付時間 午前9時～午後5時

なお、苦情等対応手続きについては、当組合ホームページをご覧ください。

●ホームページアドレス

<https://www.tokyokosei.co.jp>

紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター 電話 **03-3581-0031**
第一東京弁護士会 仲裁センター 電話 **03-3595-8588**
第二東京弁護士会 仲裁センター 電話 **03-3581-2249**

上記にて紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記「東京厚生信用組合業務部」または、「しんくみ相談所」にお申し出ください。

また、お客様から各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
- ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。

具体的内容は、仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 受付日 月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）
全国信用組合中央協会 受付時間 午前9時～午後5時
しんくみ相談所 電話 **03-3567-2456**】

マネロン・テロ資金供与対策

●マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に係る対応方針について

当組合は、マネロン・テロ資金供与及び拡散金融を防止するため、マネロン・テロ資金供与対策を経営上の重要な課題として位置付け、「犯罪収益移転防止法」ならびに「金融庁マネー・ローndリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関連法令等を遵守し、経営陣の主導的な関与の下、次の各号の取組みを行ってまいります。

- (1) 当組合は、自らが提供する商品・サービス、取引形態、取引に係る国・地域や顧客属性等に応じたマネロン等リスクを特定、評価、類型化したうえで、当該リスクについて、当組合のリスク許容度の範囲内に実効的に低減するための措置（リスクベース・アプローチ）を講じてまいります。
- (2) 当組合は、マネロン・テロ資金供与対策を適切に実施するために、組合内横断的なリスク管理態勢を構築してまいります。
- (3) 当組合は、マネロン・テロ資金供与および拡散金融対策の実効性を確保するため、当組合の業務分野、営業地域及びマネロン・テロ資金供与に関する動向等を評価し、これを踏まえて、方針（基本方針・ポリシー等のマネロン対策に関する方針）・手続（マネロン対策に関する基本規程及び関連諸規程・要領・手順書等）・計画（マネロン対策を実現させるための実践計画・プログラム）等を整備してまいります。

なお、当組合では、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融のリスクが高いと判断される一部の取引およびお客様につきましては、通常よりも厳重な取引時確認の実施やお客様情報の提供をお願いさせて頂くとともに、そのご回答の内容、状況に応じまして、当該お取引に制限をさせて頂くことがございます。

お客様には、一部ご不便をお掛けすることが予想されますが、何卒趣旨をご理解いただき、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

サイバーセキュリティへの取組強化

当組合では、従来より、金融庁の「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づき、サイバーセキュリティ管理態勢の整備を行うとともに、サイバーセキュリティ演習への参加や、脆弱性診断等により、その実効性を高めてきております。今後も、サイバーセキュリティに係る年度計画に基づき、同対策を強化してまいります。

業務のご案内

預金業務のご案内

種類	お預入れ額	特色
普通預金	1円以上(1円単位)	いつでも出し入れが出来る、お財布代わりの預金です。
無利息型普通預金	1円以上(1円単位)	預金保険により全額保護される決済用の普通預金です。この預金には、お利息がつきません。
総合口座(個人の方のみ)	普通預金は、1円以上 定期預金は、1,000円以上	1冊の通帳に普通預金と定期預金がセットされ、いざと言う時に、定期預金を担保として、定期預金残高の90%、最高300万円まで当座貸越契約で自動融資が受けられる口座です。
定期積金	1,000円以上	契約時に積立期間を決め、月々一定額を掛金として積立て、まとまった金額を作るのに適した積金です。口座からの自動振替もできますが、原則毎月集金に伺います。預入期間1年～5年(年刻み)
スーパー定期	1,000円以上	預入期間1ヵ月～5年、お預け入れ時の利率は満期日まで変わりません。
スーパー定期300	300万円以上1,000万円未満	スーパー定期と同利率が適用されます。
大口定期預金	1,000万円以上	預入期間1ヵ月～5年でまとまった資金の運用に最適です。
期日指定定期預金	1円以上(個人の方のみ)	1年複利のお得な預金です。お預け入れ後1年経過すると1ヶ月前のご連絡でいつでも払出しが出来ます(預入期間1～3年)。
当座預金	1円以上(1円単位)	手形や小切手を振り出すことによって支払いができます。決済用預金として預金保険により全額保護されます。
納税準備預金	1円以上	租税(国税・地方税)を納付する資金を準備するための預金で、預金利息には課税されません。
通知預金	一口 5,000円以上	預入後7日間の据置期間内は、払戻しができません。預入の期間に制限はありませんが、払戻しには、預金者から2日以上前に払戻す旨の予告(通知)が必要です。
一般財産形成預金		勤労者が事業主を通じ、給与から天引きで資金を計画的に積立てる預金です。
スーパー定期「きままくん」	1,000円以上1,000万円未満 (個人の方のみ)	半年複利で、預入6ヵ月後いつでも引き出し自由な5年もの定期預金です。

預金商品の留意事項 金融情勢により預金金利が予告なく変更されることや、預入期間途中のご解約は、約定金利が変更される場合があります。
ご利用にあたりましては、当組合の窓口や営業担当者に、これらの商品に関するご質問を何なりとお申し出ください。

融資業務のご案内

●個人ローンのご案内

商品名	お使い途など
多目的ローン	学費の支払、マイカー購入、リフォーム資金等にご利用ください。
教育カードローン(チャンスⅡ)	大学、短大、各種専門学校の入学金、授業料等にご利用ください。
フリーローン(チョイス)	お使いみち自由です。(事業性資金にもご利用いただけます)
フリーローン(ハヤテ)	お使いみち自由です。(事業性資金にもご利用いただけます)
フリーローン・カードローン(のぞみ)	子育て、介護世帯のためのお使いみち自由商品です。(ただし事業性資金は除きます)
厚信住宅ローン	住宅の購入、買い替え等お住まいにかかる資金にご利用ください。
カードローン(アラカルト)	お使いみち自由です。

商品ご利用に当たっての留意事項

各種ローンについては、それぞれの内容により、ご融資金額やご返済の期間・方法が異なりますので、当信用組合の本店窓口または営業担当者にお尋ねください。

●事業者向け融資のご案内

種類	お使い途など
一般のご融資	手形割引……一般商業手形の割引としてお使いください。 手形貸付……運転資金などの短期の資金としてお使いください。 証書貸付……設備資金等長期のご融資です。
制度融資	東京都、各市区町村などの各種あっせん融資をお取り扱いしています。
代理業務	次の機関の代理業務をお取り扱いしています。お気軽にご相談ください。 全国信用協同組合連合会、(株)商工中金、(株)日本政策金融公庫、 東京都中小企業制度融資、(独)中小企業基盤整備機構、 (独)勤労者退職金共済機構、(独)住宅金融支援機構・住宅融資保険制度
その他提携業務等	(独)福祉医療機構協調融資

商品ご利用に当たっての留意事項

ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当信用組合の本店窓口または営業担当者にご相談ください。

●業域事業者向け融資のご案内

商品名	お使い途など
医師・歯科医師向け融資	医師・歯科医師及び医療法人等を対象にしております。運転資金・設備資金・教育資金にご利用ください。
医師向け開業ローン「アシストⅠ」	医師及び医療法人等を対象にしております。クリニック開業資金にご利用ください。
東京環境保全協会会員向け融資	東京環境保全協会会員を対象としております。清掃車購入にご利用ください
サービス付高齢者向け住宅融資	サービス付高齢者向け住宅運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
認知症高齢者グループホーム事業者向け融資	認知症高齢者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
障害者グループホーム事業者向け融資	精神障害者グループホーム運営事業者等を対象としております。建物整備、補助金までのつなぎ資金等にご利用ください。
障害者支援事業所向け融資	障害者就労支援事業所運営事業者等を対象としております。運転資金・設備資金にご利用ください。
高金利融資商品肩代り専用融資	高金利融資商品を利用している歯科医師を対象としております。運転資金・設備資金・その他住宅資金等にご利用ください。
業域事業者向け融資「援」	初めて当組合とご融資取引をいただく業域事業者様のための商品です。運転資金・設備資金にご利用ください。
業域事業者向け融資「結」	すべての業域事業者様のための商品です。運転資金・設備資金にご利用ください。

商品ご利用に当たっての留意事項 ご融資の内容により、ご融資する金額やご返済期間、担保・保証人の有無などの条件が異なりますので、当信用組合の本店窓口または営業担当者にご相談ください。

サービス業務のご案内

種類	サービスの内容
内 国 為 替	全国の金融機関をくまなくネットワーク、お客様に代わって、ご送金のお取り扱いをいたします。 手形・小切手などの代金の取立もできます。
年金・配当金の自動受取り 給 与 振 込	一度の手続きで、あとは毎回自動的にお客様の口座に振込まれます。 給与やボーナスがお勤め先から直接お客様の口座に振込まれますので、必要なときにお引出しができます。
公共料金・保険料等自動支払い	電話・電気・ガス・水道・NHK等の公共料金や保険料の支払いをお客様に代わって預金口座から自動的にお振替えいたします。
キャッシュサービス (MICS 加盟)	キャッシュカードで全国の提携金融機関・ゆうちょ銀行・コンビニエンスストア (一部を除く) のCD・ATMでお引き出し及び残高照会がご利用できます。
デビットカードサービス	J-Debit (ジェイデビット) のマークのあるお店で、端末にお手持ちのキャッシュカードを通し暗証番号を入力するだけで、お買物やお食事などのご利用金額がお客様の口座からお支払いできます。
集 金 業 務 貸金庫 (本店・小平・青梅支店)	定期預金や売上金の集金業務も行っております。 大切な財産や貴重品、重要書類などを安全に保管いたします (令和8年3月末にて取り扱い終了予定)。

主な手数料一覧

令和7年6月1日現在

		ATM	窓 口	
振 込	他行宛	5万円以上 5万円未満	550円 385円	
	電信扱	5万円以上 5万円未満	770円 605円	
	当組合 本・支店扱	5万円以上 5万円未満	330円 110円	
	定額自動送金 他行宛	5万円以上 5万円未満	660円 495円	
	給与振込	1件	110円	
	取 立	他行宛	電子交換※1 (自店・本支店の手形等除く) 1通につき 個別取立 (電子交換除く) 1通につき	880円 1,650円
その他	振込組戻し料	1通につき	770円	
	不渡り手形返却手数料	1通につき	1,100円	
	取立手形組戻し料	1通につき	1,100円	
	取立手形店頭提示料	1通につき	1,100円	
手形・小切手交付手数料	当座約束手形帳	1冊	1,650円	
	当座小切手帳	1冊	880円	
	当座為替手形帳	1冊	2,200円	
	専用当座 (マル専) 手形用紙	1枚につき	770円	
専用口座開設手数料	割賦販売通知書	1通につき	3,300円	
各種発行手数料	発 行	自己宛小切手発行手数料	1件	770円
		各種証明書発行手数料	1件	550円
		当組合所定外証明書発行手数料	1件	1,100円
		取引履歴開示手数料	1件 5年以内 1件 10年以内 1件 10年超	550円 1,100円 3,300円
	再発行	通帳・証書再発行手数料	1件	1,100円
		キャッシュカード再発行手数料		1,100円
		ローンカード再発行手数料		1,100円
		当座預金照会票再発行手数料		550円
その他手数料	株式払込手数料		所定額	
	貸金庫利用手数料	年間	13,200円	
	両替手数料	51枚以上 50枚以下	550円 当組合に口座をお持ちのお客様は1回目のみ無料、2回目より550円の手数料が掛かります	
ATM利用手数料 (本・支店)	平 日	9:00~18:00	無料	
融資関係手数料	期限前返済手数料 (注1)	借入後3年以内の場合	返済元金×1.50%	
		借入後3年超5年未満の場合	返済元金×1.00%	
		借入後5年以上の場合	返済元金×0.50%	
	不動産担保 取扱手数料	個人ローン (消費性) (注2)		3,300円
		返済方法の変更	1件	11,000円
		新規設定 (注3)	1件	55,000円
	極度額増額・追加担保・担保差替	1件	33,000円	
	(根) 抵当権抹消手数料 (注3)	1件	11,000円	
	(根) 抵当権抹消立会い手数料 (上記に加えて)	1件	11,000円	

(上記手数料には消費税を含んでおります。但し、期限前返済手数料を除く)

(注1) 一部返済・全額返済共に適用となります。期限前返済の最低金額は、完済の場合を除き1件あたり50万円です。

(注2) 住宅ローンを除く提携会社保証の個人ローンが対象です。

(注3) 住宅ローンは無料です。

※1 当組合の組合員様および振出人が入金口座名義と同一の場合は無料です。

尚、詳しくは営業担当者及び窓口担当者までお問い合わせください。

令和6年度の事業概況

●金融経済環境

令和6年度は、経済が一時停滞感を強めたものの回復基調を維持し、日経平均株価は史上最高値を更新、公示地価上昇率や春闘賃上げ率バブル期以来の伸びを記録するなど、幅広い分野でインフレ経済への回帰がみられ、デフレからの脱却を実現しました。

世界経済は、欧米の利下げや中国の不動産不況の継続、中東情勢の不安定化等が見られながらも堅調さを維持しています。

金融面においても、令和6年3月に日本銀行が金融政策を変更したこと等により、市中金利にも変動がみられました。

信用組合との関わりが深い中小企業・小規模事業者の皆様については、物価及び人件費の上昇や人手不足、後継者難に加えて、金利上昇等による資金繰りなどで厳しい経営環境が続いております。

このような環境下、信用組合は、取引先事業者への資金繰り支援や経営改善支援、事業再構築支援など、顧客に寄り添った金融仲介機能の継続的発揮に努めました。

●業績

当組合は、第四次経営強化計画（3か年）の最終年度に当たる令和6年度は、前年度から引き続き「業域」と「地域」の双方で業務展開を行う信用組合として持続的に金融仲介機能を果たしていくため、取引基盤・収益基盤の拡大に、役員一丸となって努めてまいりました。

計数面では、収益源となる貸出金について、積極的な営業活動により、残高で前期比673百万円増加の38,268百万円となった一方、預金積金については、相続や預金整理の流出等により、前期比403百万円減少の51,968百万円となりました。

収益面では、平残の増加に加え、利回りが2.23%と前期比で0.06%上昇したこともあり、大宗を占める貸出金利息が前期比31百万円増加の823百万円となったことを主因として、資金運用収益が前期比41百万円増加の917百万円、貸倒引当金戻入を76百万円計上したこともあり、経常収益が1,064百万円となりました。

費用面では、預金金利の上昇や職員給与のベースアップ等もあり、預金利息と経費の合計が前期比で68百万円の増加した結果、経常費用は667百万円。経常利益は前期比77百万円増加の356百万円となりました。

なお、金融機関の本来業務に係る収益力を示すコア業務純益は、前期比35百万円減少の276百万円、最終利益となる当期純利益は、前期比42百万円増加の317百万円となりました。

●事業の展望及び課題

令和7年度は、第五次経営強化計画の初年度であり、前計画における課題を十分に分析し、現計画の達成に向けて活動強化に努めるべき重要な年と認識しております。

このため、中小規模事業者等のニーズを的確に捉え、資金の仲介だけでなく、ヒト・モノ・情報の仲介等、顧客に寄り添った幅広い支援に取り組んでまいります。

そして、持続的成長を支える収益基盤を確立するとともに、業域取引の基盤再構築と拡大、人材育成の強化に一層努め、将来にわたる健全性に留意しながら、業務展開を図ってまいります。

第72期（令和7年3月31日現在）貸借対照表

（単位：千円）

項目	令和5年度	令和6年度	項目	令和5年度	令和6年度
現金	2,170,868	730,529	預金積金	52,372,441	51,968,781
預け金	14,796,292	19,388,003	当座預金	388,755	393,024
（うち全信組連預け金）	(13,489,929)	(18,316,292)	普通預金	20,430,439	19,623,592
有価証券	6,053,759	1,974,081	通知預金	39,457	529
国債	5,432,450	1,374,665	定期預金	28,811,395	29,228,385
地方債	—	—	定期積金	2,674,975	2,492,145
社債	297,793	297,632	その他の預金	27,417	231,104
株式	8,700	8,700	借用金	—	—
投資信託	314,816	293,083	当座借越	—	—
外国証券	—	—	その他の負債	131,430	124,545
貸出金	37,595,535	38,268,661	未決済為替借	23,908	13,271
割引手形	8,729	—	未払費用	25,955	32,348
手形貸付	1,743,640	1,734,589	給付補填備金	1,439	991
証書貸付	35,770,486	36,468,669	未払法人税等	2,440	2,440
当座貸越	72,680	65,402	前受収益	43,206	55,257
その他資産	592,510	581,527	未払諸税	2,113	4,157
未決済為替貸	6,349	7,465	未払配当金	3,291	3,653
全信組連出資金	425,000	425,000	払戻未済金	29,078	12,429
その他出資金	10	10	職員預り金	—	—
前払費用	8,263	7,978	リース債務	—	—
未収収益	54,699	52,325	その他の負債	0	0
その他の資産	98,187	88,747	賞与引当金	33,777	38,522
有形固定資産	1,377,933	1,380,636	退職給付引当金	134,177	157,268
建物	163,172	153,471	役員退職慰労引当金	—	—
土地	1,158,640	1,158,640	その他引当金	500	600
リース資産	—	—	繰延税金負債	—	—
建設仮勘定	—	—	再評価に係る繰延税金負債	22,188	22,188
その他の有形固定資産	56,120	68,524	債務保証	66	26
無形固定資産	—	1,190	負債の部合計	52,694,582	52,311,933
ソフトウェア	—	1,190	（純資産の部）		
のれん	—	—	出資金	5,188,808	5,201,909
リース資産	—	—	普通出資金	688,808	701,909
その他の無形固定資産	—	—	優先出資金	4,500,000	4,500,000
繰延税金資産	62,320	25,490	資本剰余金	357,310	357,310
再評価に係る繰延税金資産	—	—	資本準備金	357,310	357,310
債務保証見返	66	26	利益剰余金	3,666,340	3,903,694
貸倒引当金	△ 721,928	△ 642,179	利益準備金	433,000	461,000
（うち個別貸倒引当金）	(△ 591,858)	(△ 532,861)	その他利益剰余金	3,233,340	3,442,694
			特別積立金	350,000	390,000
			（優先出資消却積立金）	350,000	390,000
			当期末処分剰余金	2,883,340	3,052,694
			組合員勘定合計	9,212,459	9,462,914
			その他有価証券評価差額金	△ 36,966	△ 124,162
			土地再評価差額金	57,283	57,283
			評価・換算差額等合計	20,317	△ 66,879
			純資産の部合計	9,232,777	9,396,035
資産の部合計	61,927,359	61,707,968	負債及び純資産の部合計	61,927,359	61,707,968

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っております。
なお、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産に計上しております。
再評価を行った年月日 …… 平成10年3月31日
当該事業用土地の再評価前の帳簿価額 …… 593百万円
当該事業用土地の再評価後の帳簿価額 …… 672百万円
同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。
※同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の決算期における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 △95百万円
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 10年～47年
その他 3年～15年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会・銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。
破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、中小企業退職金共済機構の退職金共済契約への移行により増額した退職給付債務（55百万円）は職員平均残存勤務期間21年による按分額を費用処理しております。
また、当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合型企業年金基金）を採用しております。
当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。
(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和6年3月31日現在）
年金資産の額 …… 249,416百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 …… 211,033百万円
差引額 …… 38,382百万円
(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和5年4月～令和6年3月分） 0.224%
(3) 補足説明
上記（1）の差引額の主な原因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高9,895百万円及び財政上の剰余金48,278百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金9百万円を費用処理しております。
なお、上記（2）の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
- 睡眠預金払戻損失引当金は負債計上を中止した預金について、預金者か

- らの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は信用保証協会の責任共有制度による負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
 - 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（SKC - ALMシステム活用）をしております。
 - 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合の定款業種先および事業地区内のお客様に対する貸出金です。
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - 金融商品に係るリスク管理体制
 - 信用リスクの管理
当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による融資審議会を開催し、審議・報告を行っております。
 - 市場リスクの管理
 - 金利リスクの管理
当組合は、SKC - ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
金利リスクに関する規程等において、リスク管理手法や手続き等を記載しており、理事会において決定された市場リスク管理方針に基づき、常勤理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。
 - 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の監督の下、資金運用規程に従い行われております。
このうち総務部経理課では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
これらの情報は企画部を通じ、常勤理事会において定期的に報告されております。
 - 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合は、流動性リスク管理規程の下、適時に資金管理を行うか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
 - 金融商品の時価等に関する事項
令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	19,388	19,197	△190
(2) 有価証券	1,965	1,945	△20
満期保有目的の債券	506	486	△20
その他有価証券	1,458	1,458	—
(3) 貸出金	38,268	38,568	
貸倒引当金	△642		
	37,626	38,568	941
金融資産計	58,979	59,711	731
(1) 預金積金	51,968	51,608	△359
(2) 借入金	—	—	—
金融負債計	51,968	51,608	△359

金融商品の時価等の評価技法（算定方法）
金融資産

- 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

また、仕組預け金については、発行体から提示された価格によっております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については2.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（TONA、SWAP等）で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求性払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利（TONA）で割り引いた価額を時価とみなしております。

(2) 借入金

借入金については、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

13. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには「国債」、「地方債」、「社債」、「その他の証券」が含まれております。以下16.まで同様であります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

〔時価が貸借対照表計上額を超えるもの〕
該当なし

〔時価が貸借対照表計上額を超えないもの〕

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	506	486	20
小 計	506	486	20
合 計	506	486	20

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

〔貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの〕

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	143	128	15
小 計	143	128	15

〔貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの〕

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
国 債	867	986	△118
社 債	297	300	△2
そ の 他	149	168	△18
小 計	1,314	1,454	△139
合 計	1,458	1,582	△124

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

14. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

15. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

16. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
債 券	—	—	506	1,165
国 債	—	—	506	867
地 方 債				
社 債	—	—	—	297
外国債券				
そ の 他				
合 計	—	—	506	1,165

17. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

(単位:百万円)

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	200
危険債権額	1,261
三月以上延滞債権額	27
貸出条件緩和債権額	457
合計額	1,947

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

18. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより取得した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形の該当金額はありません。

19. 有形固定資産の減価償却累計額 1,112百万円

20. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 該当なし

21. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債務総額 該当なし

22. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

(単位:百万円)

繰 延 税 金 資 産	税務上の繰越欠損金	—
	貸倒引当金損算入限度超過額	147
	減価償却限度超過額	25
	退職給付引当金	43
	その他	32
	繰延税金資産小計	249
	税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	—
	将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△223
	評価性引当額小計	△223
	繰延税金資産合計	25
繰 延 税 金 負 債	その他有価証券評価差額金	—
	繰延税金負債合計	—
繰延税金資産の純額		25

23. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 …………… 預け金 1,001百万円
担保資産に対応する債務 …………… 借入金 一百万円

24. 出資1口当たりの純資産額は3,178円79銭です。

第72期損益計算書 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
経常収益	947,307	1,064,541
資金運用収益	876,625	917,911
貸出金利息	792,397	823,492
預け金利息	25,041	48,040
有価証券利息配当金	46,592	34,510
その他の受入利息	12,594	11,868
役務取引等収益	59,950	51,130
受入為替手数料	17,475	18,572
その他の役務収益	42,474	32,558
その他業務収益	8,117	9,470
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の業務収益	8,117	9,470
その他経常収益	2,614	86,029
貸倒引当金戻入益	-	76,198
償却債権取立益	1,392	1,392
債権売却益	-	-
株式等売却益	-	-
その他の経常収益	1,222	8,439
経常費用	667,333	707,699
資金調達費用	11,260	26,135
預金利息	9,939	25,611
給付補填備金繰入額	1,320	524
借用金利息	-	-
役務取引等費用	24,326	24,180
支払為替手数料	4,933	5,015
その他の役務費用	19,392	19,164
その他業務費用	208	200
国債等債券売却損	196	140
その他の業務費用	12	60
経費	597,834	651,563
人件費	399,602	442,110
物件費	183,276	194,148
税金	14,958	15,303
その他経常費用	33,703	5,620
貸倒引当金繰入額	20,006	-
貸出金償却	10,930	300
その他資産償却	-	-
その他の経常費用	2,765	5,319
経常利益	279,903	356,841
特別利益	-	-
固定資産処分益	-	-
特別損失	10,000	0
固定資産処分損	0	0
その他の特別損失	10,000	-
税引前当期純利益	269,973	356,841
法人税、住民税及び事業税	2,440	2,440
法人税等調整額	△7,852	36,830
法人税等合計	△5,412	39,270
当期純利益	275,385	317,571
繰越金(当期首残高)	2,607,955	2,735,123
当期末処分剰余金	2,883,340	3,052,694

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
当期末処理剰余金	2,883,340	3,052,694
剰余金処分額	148,217	165,228
利益準備金	28,000	32,000
出資に対する配当	80,217	83,228
優先出資消却積立金	40,000	50,000
次期繰越金	2,735,123	2,887,466

粗利益

(単位：千円)

科目	令和5年度	令和6年度
資金運用収益	876,625	917,911
資金調達費用	11,260	26,135
資金運用収支	865,365	891,775
役務取引等収益	59,950	51,130
役務取引等費用	24,326	24,180
役務取引等収支	35,623	26,950
その他業務収益	8,117	9,470
その他業務費用	208	200
その他の業務収支	7,908	9,270
業務粗利益	908,897	927,996
業務粗利益率	1.54%	1.57%
業務純益	365,212	276,433
実質業務純益	311,062	276,433
コア業務純益	311,259	276,573
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く)	311,259	276,573

- (注)
1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定計平均残高 × 100
 2. 業務純益 = 業務収益 - (業務費用 - 金銭の信託運用見合費用)
 3. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

■損益計算書の注記事項

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口当たりの当期純利益 172円26銭

受取利息及び支払利息の増減

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
受取利息の増減	40	41
支払利息の増減	0	14

資金運用勘定 調達勘定の平均残高等

科目	平均残高 (百万円)		利息 (千円)		利回り (%)	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
資金運用勘定	58,933	59,022	876,625	917,911	1.48	1.55
うち貸出金	36,509	36,873	792,397	823,492	2.17	2.23
うち預け金	15,423	17,702	25,041	48,040	0.16	0.27
うち有価証券	6,575	4,021	46,592	34,510	0.70	0.85
資金調達勘定	51,769	51,994	11,260	26,135	0.02	0.05
うち預金積金	51,668	51,994	11,260	26,135	0.02	0.05
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	100	—	—	—	0.00	—

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(5年度 278百万円、6年度 295百万円)を控除して表示しております。

総資産利益率

(単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度
総資産経常利益率	0.45	0.57
総資産当期純利益率	0.44	0.51

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産平均残高(債務保証見返を除く)}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和5年度	令和6年度
資金運用利回	1.48	1.55
資金調達原価率	1.17	1.30
総資金利鞘等	0.31	0.25

主要な経営指標の推移

(単位：百万円、%、口、人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常収益	898	880	952	947	1,064
経常利益	196	191	278	279	356
当期純利益	319	161	187	275	317
預金積金残高	53,068	53,543	52,696	52,372	51,968
貸出金残高	37,357	35,958	36,323	37,595	38,268
有価証券残高	6,780	6,760	6,578	6,053	1,974
総資産額	63,646	64,001	62,406	61,927	61,707
純資産額	8,969	9,040	9,081	9,232	9,396
自己資本比率(単体)	21.97	22.55	23.02	22.70	23.14
出資総額	5,226	5,222	5,211	5,188	5,201
出資総口数	2,103,992	2,095,464	2,072,685	2,027,617	2,053,819
出資に対する配当金	72	72	76	80	83
職員数	63	60	55	52	54

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。
2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

預貸率及び預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	期中平残	期 末	期中平残	期 末
預 貸 率	70.65	71.78	70.91	73.63
預 証 率	12.72	11.55	7.73	3.79

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	20,886	39.9	20,568	39.6
定 期 性 預 金	31,486	60.1	31,426	60.4
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	—	—	—	—
合 計	52,372	100.0	51,994	100.0

定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利	28,811	29,228
変 動 金 利	—	—
そ の 他	—	—
合 計	28,811	29,228

預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	29,451	57.1	28,638	55.1
法 人	22,920	42.9	23,330	44.9
(一 般 法 人)	(11,023)	(19.2)	(10,785)	(20.8)
(金 融 機 関)	(0)	(0.3)	(0)	(0.0)
(公 金)	5)	(0.0)	(6)	(0.0)
合 計	52,372	100.0	51,968	100.0

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸出金償却額	10	0

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	4	0.0	6	0.0
手 形 貸 付	1,756	4.8	1,472	4.0
証 書 貸 付	34,673	95.0	35,324	95.8
当 座 貸 越	73	0.2	70	0.2
合 計	36,509	100.0	36,873	100.0

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度
固 定 金 利 貸 出	11,510	12,188
変 動 金 利 貸 出	26,085	26,080
合 計	37,595	38,268

貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	18,062	48.0	17,990	47.0
設 備 資 金	19,533	52.0	20,278	53.0
合 計	37,595	100.0	38,268	100.0

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

担保の種類別	令和5年度		令和6年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
当 組 合 預 金 積 金	683	2.0	658	1.7
有 価 証 券	—	—	—	—
動 産	—	—	—	—
不 動 産	31,160	82.9	31,863	83.2
そ の 他	391	0.8	394	1.0
小 計	32,235	85.7	32,915	86.0
信用保証協会・信用保険	1,605	4.4	1,247	3.3
保 証	919	2.5	928	2.4
信 用	2,835	7.4	3,178	8.3
合 計	37,595	100.0	38,268	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業種別	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	472	1.3	372	1.0
農業、林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	874	2.3	848	2.2
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—
情報通信業	42	0.1	43	0.1
運輸業、郵便業	184	0.5	149	0.4
卸売業、小売業	308	0.8	353	0.9
金融業、保険業	—	—	—	—
不動産業	21,294	56.6	22,463	58.7
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・サービス業	—	—	—	—
宿泊業	198	0.5	190	0.5
飲食業	179	0.5	113	0.3
生活関連サービス業、娯楽業	15	0.0	16	0.0
教育、学習支援業	101	0.3	145	0.4
医療、福祉	3,261	8.7	3,450	9.0
その他のサービス	2,830	7.5	2,608	6.8
その他の産業	2,371	6.3	2,704	7.1
小計	32,135	85.5	33,461	87.4
国・地方公共団体等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,459	14.5	4,807	12.6
合計	37,595	100.0	38,268	100.0

(注) 1. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区分	1年以内		1年超5年以内		5年超10年以内		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
国債	4,500	—	—	—	—	506	932	867	—	—	5,432	1,374
地方債	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
株式	—	—	—	—	—	—	—	—	8	8	8	8
その他証券	—	—	—	—	—	—	99	198	513	392	612	590
合計	4,500	—	—	—	—	506	1,032	1,066	521	401	6,053	1,974

有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和5年度		令和6年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	5,969	90.8	3,416	85.0
地方債	—	—	—	—
社債	299	4.6	299	7.4
株式	8	0.1	8	0.2
その他証券	296	4.5	296	7.4
合計	6,575	100.0	4,021	100.0

有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
帳簿価額	6,090	2,098
時価	6,063	1,953
評価損益	△27	△144

自己資本の充実の状況

バーゼルⅡ第3の柱に係るディスクロージャー項目

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円、%)

項目	令和5年度		令和6年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	9,132		9,379	
うち、出資金及び資本剰余金の額	5,546		5,559	
うち、利益剰余金の額	3,666		3,903	
うち、外部流出予定額 (△)	80		83	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	130		109	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	130		109	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	9,262		9,489	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産 (モーゲージ・サービス・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	-	-	-	
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	
うち、のれん及びモーゲージ・サービス・ライツに係るもの以外の額	-	-	-	
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	19	-	-	
適格引当金不足額	-	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	
前払年金費用の額	-	-	-	
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	
うち、モーゲージ・サービス・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	19		-	
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	9,242		9,489	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	39,079		39,606	
資産 (オン・バランス項目)	39,079		39,606	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	79		-	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-		-	
うち、上記以外に該当するものの額	79		-	
オフ・バランス等取引項目	0		0	
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-		-	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-		-	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-		-	
勘定間の振替分	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,638		1,387	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
フロア調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセットの額の合計額 (ニ)	40,717		40,993	
自己資本比率				
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	22.70%		23.14%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準 (平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本の額	リスク・アセット等	所要自己資本の額
イ. 信用リスク	39,079	1,563	39,606	1,584
(1) ソブリン向け	—	—	—	—
(2) 金融機関向け	2,959	118	3,977	159
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			—	—
(3) カバード・ボンド向け			—	—
(4) 法人等向け	9,974	398	15,791	631
(5) 中小企業等・個人向け	1,037	41		
(6) 中堅中小企業等・個人向け			1,134	45
トランザクター向け			186	7
(7) 抵当権付住宅ローン	804	32		
(8) 不動産取得等事業向け	20,862	834		
(9) 不動産関連向け			13,749	549
自己居住用不動産等向け			1,569	62
賃貸用不動産向け			1,111	44
事業用不動産関連向け			11,051	442
その他不動産関連向け			17	0
ADC向け			—	—
(10) 劣後債権及びその他資本制証券等			—	—
(11) 3カ月以上延滞等	101	4		
(12) 延滞等向け			1,629	65
(13) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			154	6
(14) 上記以外	3,258	130	3,168	126
ロ. オペレーショナル・リスク	1,638	65	1,387	55
B I			924	36
B I C			110	4
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	40,717	1,628	40,993	1,639

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産及びオフ・バランス取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、地方公共団体、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内でソブリン扱いになっているもの）のことで、
4. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことで、
5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことで、
①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. オペレーショナル・リスクは、基礎的手法を採用しています（令和5年度計数）。
（オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法）
- $$\frac{\text{粗利益（直近3年間の正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$
8. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております（令和6年度計数）。
9. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

3. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等のほか、適格旧資本調達手段として自己資本への算入が認められている非累積的永久優先出資により構成されております。

調達手段の種類	調達手段の概要
普通出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 701百万円
非累積的永久優先出資	①発行主体 東京厚生信用組合 ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額 ア. 2,000百万円（平成24年3月発行分） イ. 2,857百万円（平成26年3月発行分）（注） ③配当率 ア. 5年物TONAスワップレート+調整レート（0.059%）+0.7%（5年毎に見直し） イ. 12ヶ月日本円TIBOR+0.51%（毎年見直し）

(注) 2,857百万円のうち2,500百万円は優先出資、357百万円は資本準備金として計上しております。

4. 信用リスクに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより、当組合が資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことを言います。

当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性、収益性、成長性、流動性、公共性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」とそれに基づく各種規程を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。

信用リスクの評価は、小口多数取引推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のため大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析を行っております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、融資審議会で協議、検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常勤理事会など経営陣への報告を行う態勢を整備しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却引当基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金に関して、破綻懸念先は未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先及び破綻先は未保全額の全額を計上しております。なお、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクスポージャー区分								3か月以上 延滞 エクスポー ジャー	延滞 エクスポー ジャー
	信用エクスポ ージャー期末残高		貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国内	62,607	62,350	37,629	38,290	5,730	1,672	—	—	237	218
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	62,607	62,350	37,629	38,290	5,730	1,672	—	—	237	218
製造業	472	372	472	372	—	—	—	—	1	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	875	848	875	848	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	42	43	42	43	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	184	149	184	149	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	308	353	308	353	—	—	—	—	—	9
金融業、保険業	15,526	20,118	—	—	297	297	—	—	—	—
不動産業	21,619	22,763	21,305	22,466	—	—	—	—	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	198	190	198	190	—	—	—	—	—	—
飲食業	179	113	179	113	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	16	16	16	16	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	101	145	101	145	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	3,262	3,451	3,262	3,451	—	—	—	—	34	40
その他のサービス	5,204	5,314	5,204	5,314	—	—	—	—	192	149
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	5,432	1,374	—	—	5,432	1,374	—	—	—	—
個人	5,476	4,823	5,476	4,823	—	—	—	—	9	17
その他	3,703	2,272	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	62,607	62,350	37,629	38,290	5,730	1,672	—	—	237	218
1年未満	18,608	17,858	1,312	2,970	4,500	—	—	—	—	—
1年以上3年未満	7,783	9,429	7,283	7,429	—	—	—	—	—	—
3年以上5年未満	2,160	3,097	1,660	1,597	—	—	—	—	—	—
5年以上7年未満	1,810	2,269	1,810	2,269	—	—	—	—	—	—
7年以上10年未満	2,949	3,017	2,949	2,511	—	506	—	—	—	—
10年以上	24,668	23,709	22,538	21,445	1,130	1,066	—	—	—	—
期間の定めのないもの	2,770	1,555	75	65	99	99	—	—	—	—
その他	1,849	1,542	0	0	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	62,607	62,350	37,629	38,290	5,730	1,672	—	—	237	218

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びオフ・バランス取引」には、貸出金、貸出金の未収利息、与信に対する仮払金、債務保証見返、当座貸越等のコミットメントの与信相当額を含んでおります。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 上記の「その他」は、裏付けとなる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーが含まれています。
5. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	184	130	—	184	130
	令和6年度	130	109	—	130	109
個別貸倒引当金	令和5年度	523	591	6	517	591
	令和6年度	591	532	3	588	532

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額		当期減少額				期末残高		貸出金償却	
				目的使用		その他					
				令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度				
製造業	0	1	27	—	1	0	—	1	27	—	1
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	0	9	9	—	—	0	9	9	9	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	142	78	65	—	—	142	78	78	65	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	40	38	36	—	—	40	38	38	36	—	—
医療、福祉	168	179	141	6	—	162	179	179	141	14	—
その他のサービス	136	252	174	—	2	136	250	252	174	—	2
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	35	31	77	—	—	35	31	31	77	2	0
合計	523	591	532	6	3	517	588	591	532	16	3

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値(%)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
	2024年度					
現金	730	—	730	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,374	—	1,374	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府開発機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	19,388	—	19,388	—	3,977	21%
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	18,043	—	17,635	—	15,791	90%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	1,797	—	1,678	26	1,134	68%
トランザクター向け	413	—	413	—	186	45%
不動産関連向け	15,695	—	15,442	—	13,749	89%
自己居住用不動産等向け	3,016	—	3,016	—	1,569	52%
賃貸不動産向け	1,695	—	1,695	—	1,111	66%
事業用不動産関連向け	10,954	—	10,701	—	11,051	103%
その他不動産関連向け	28	—	28	—	17	60%
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	1,233	—	1,231	—	1,629	132%
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	154	—	154	—	154	100%
取立未済手形	7	—	7	—	1	20%
信用保証協会等による保証付	1,247	—	1,247	—	123	10%
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	301	—	301	—	301	100%
合計					36,864	

(注) 1. 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載していません。
2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。
3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

(5) 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)																																	
	0%	10%	15%	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.5%	40%	43.75%	45%	50%	56.25%	60%	62.5%	70%	75%	80%	85%	90%	93.75%	100%	105%	110%	112.5%	130%	150%	250%	400%	その他	合計		
	2024年度																																	
現金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
我が国の政府開発機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法人等向け (特定貸付債権向けを含む)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
賃貸不動産向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
取立未済手形	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2023年度については記載しておりません。

(6) ①リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	格付あり 令和5年度	格付なし 令和5年度
0%	-	7,603
10%	-	1,601
20%	-	14,802
35%	-	2,298
50%	-	-
75%	-	1,502
100%	-	33,715
150%	-	116
250%	-	765
1250%	-	-
合計	-	62,405

(注) 1. 「格付あり」とは、自己資本比率算定上、適格格付機関が付与している格付を適用しているエクスポージャーです。
2. エクスポージャーとは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

(6) ②リスク・ウェイト区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			資産の額及び与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・の加重 平均値 (%)	
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	22,747	-	-	22,735
40%~70%	1,797	-	-	1,678
75%	-	-	-	-
80%	-	-	-	-
85%	-	-	-	-
90%~100%	34,194	-	-	33,535
105%~130%	1,233	-	-	1,231
150%	-	-	-	-
250%	-	-	-	-
400%	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	59,973	-	-	59,180

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。
2. 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減方法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

5. 信用リスク削減手法に関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。

当組合では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。与信の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等適切な対応に努めております。

当組合が扱う担保には、預金積金・有価証券・動産等、保証には、人的保証及び信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「貸付規程」及び「担保財産の評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価・管理を行っております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲内において、預金相殺等をする場合がありますが、上述の「貸付規程」や各種約定書に基づき、適切な取扱いに努めております。

なお、告示で定められている信用リスク削減手法には、貸出金と自組合預金積金の相殺等が認められておりますが、当組合は適用しておりません。

(単位：百万円)

信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,959	2,569				

- (注)
- 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 - 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当組合は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

当組合は該当ありません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

●（1）リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動、コンピュータシステムの不適切、又は外生的事象により損失を被るリスク及び金融機関が自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクです。

当組合は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、情報セキュリティリスク、システムリスク、法務リスク、人事労務リスク、風評リスク、事業継続リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクに定め、確実にリスクを認識し、評価しております。

また、これらのリスクに関しましては、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において報告する態勢を整備しております。

●（2）オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、標準的計測手法を採用しております。

9. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関する事項

●リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合の出資等エクスポージャーには、上場株式、非上場株式、全国信用協同組合連合会への出資金等が該当しますが、その取扱に当たっては「資金運用規程」に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は定期的に常勤理事会へ報告を行うなど適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理につきましては、内部規程及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に基づき適正に処理しております。

（1）出資等エクスポージャー貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	314	314	293	293
非上場株式等	433	433	433	433
合計	748	748	726	726

- (注)
- 上場株式等とは、取引所、店頭市場、外国有価市場で売買される株式です。
 - 非上場株式等には、全信組連出資金、(株)商工中金及び信組情報サービス(株)の株式が含まれます。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
売却益	—	—
売却損	—	—
償却	—	—

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
評価損益	△36	△124

(注) 1. 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。
2. 子会社株式及び関連会社株式については、該当ありません。

10. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

11. 金利リスクに関する事項

● (1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、資産と負債が市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指します。当組合では資産と負債の金利差による収益が収益計上の柱であることから、定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢としております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収益への影響度、さらには新商品導入による影響など、定期的に管理を行い、常勤理事会で協議・検討するとともに、必要に応じて理事会へ報告するなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

● (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手段の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいております。

・計測手法	「金利ラダー方式」を採用しております。
・コア預金	対象 流動性預金全般（当座、普通等） 算定方法 ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現在高から差引いた残高 ③現在高の50%相当額 以上の3つのうち最小の額を上限 満期 5年以内（平均2.5年）
・金利感応資産・負債	預貸金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
・金利ショック幅	金利上下100BP
・リスク計測の頻度	四半期毎

IRRBB1:金利リスク

(単位：百万円)

項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	0	127	0	0
2	下方パラレルシフト	141	0	94	67
3	ス テ ィ ー プ 化	41	304		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	141	304	94	67
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自 己 資 本 の 額	9,489		9,242	

(注1) 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

(注2) 「金利リスクに関する事項」については、平成31年度金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2020年3月末から△NIIを開示しております。

リスク管理債権について

(単位：百万円)

区分	令和5年度	令和6年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	246	200
危険債権額	1,585	1,261
要管理債権	735	484
三月以上延滞債権額	5	27
貸出条件緩和債権額	730	457
小計 (A)	2,567	1,947
保全額 (B)	2,320	1,735
担保・保証額 (C)	1,717	1,195
個別貸倒引当金 (D)	591	532
一般貸倒引当金 (E)	11	7
保全率 (B) / (A)	90.35%	89.14%
引当率 ((D) + (E)) / ((A) - (C))	70.88%	71.86%
正常債権 (F)	35,061	36,343
総与信残高 (A) + (F)	37,629	38,290

- (注)
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
 - 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
 - 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
 - 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
 - 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
 - 「担保・保証額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 - 「個別貸倒引当金」(D)は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 - 「一般貸倒引当金」(E)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、「要管理債権」に対して引当てた額を記載しております。
 - 「正常債権」(F)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
 - 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。

総代会から

1. 総代会の仕組み（役割）

信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に、組合員一人ひとりの意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。組合員の意見は、出資口数に関係なく、一人1票の議決権及び選挙権があり、総会を通じて信用組合の経営に反映されることとなります。しかし、当組合の組合員は、8,508名を数え、総会の開催が困難なことから、法令及び定款に基づき、総会に代わる総代会制度を採用しています。この総代会は、当組合の最高意思決定機関として、決算、事業活動等の報告が行われるとともに、事業計画の承認、定款の変更、理事・監事の選任など当組合の重要な事項の審議・決議が行われます。

2. 総代の任期・定数及び選出方法

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見・要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

(1) 総代の任期・定数

- ・ 総代の任期は3年です。
- ・ 総代の定数は、100人以上120人以内で、組合員数に応じて選挙区ごとに定められており、令和7年6月30日現在の総代数は、113名となっております。

(2) 選出方法

総代は、定款及び総代選挙規程の定めるところにより、選挙区ごとに選挙区に所属する組合員のうちから公平に選挙を行い選出されます。

3. 選挙区及び総代名簿

各選挙区及び選挙区の総代数は次のとおりです。
また、総代名簿については、各営業店に備え置いております。

(敬称略、アイウエオ順となっております。)

第1区 総代数26名 (注1)	荒船 巨子	③ 栗辻 誠	③ 伊川 浩史	⑥ 漆原 浩子	① 落合 達哉	② 金島 克直	⑥
	(福) 康保会	① 小宮 和己	④ 鈴木 高幸	③ 鈴木 裕	⑧ 鈴木 文子	③ (株)スリーコーポレーション	①
	添田 将裕	⑦ 大洋製薬(株)	※ 高橋 雅之	⑧ 中央樹脂ケミカル(株)	② (一社)東京都文京区小石川歯科医師会	③ (一社)東京都文京区歯科医師会	⑦
	(福) 東京福祉会 水穂興業(株)	⑤ 東都運業(株) ※ 森田 勝利	⑧ 林田 俊弘	③ (株)プロサイド	③ 本間 誠	① (株)町田絲店	※
第2区 総代数32名 (注2)	五十嵐 和代	⑧ (福) 泉湧く家	⑤ 市川 正浩	③ 大川 一男	※ 菅野 元博	③ 岸 信之	①
	(福) 行道福祉会	⑥ 小林 和世	⑥ 佐藤 有	② (医)三心会	② 城北清掃(株)	③ (福) 新宿区障害者福祉協会	⑦
	(福) 真松之会	⑦ (福社) 清徳会	⑤ 瀬下 正人	② (福) 大洋社	⑦ 田口 文彦	③ 田村 康博	※
	東京清掃(株)	※ (福) 東京都共同募金会	③ (一社) 東京都新宿区歯科医師会	⑨ 東洋興業(株)	※ (株)都政新報社	⑤ 西田 基宏	④
	西堀 雅一	⑧ 春田 文夫	⑧ (株)ファーストブラザーズ	① 星合 明	⑤ (福) 浴風会	⑤ 吉井 廣明	※
米田 衆介	③ 米本 久史	②					
第3区 総代数55名 (注3)	相原 弘子	① 内堀 眞一	⑨ (福) ウーノ	① (特非) エヌピーオー等	③ (福) 青梅市社会福祉協議会	⑤ 大谷 和巳	③
	奥村 徹	⑤ 尾崎 信幸	② 折原 直也	③ 数野 勝美	※ 川原 喜重	② 窪田 尚巳	⑥
	栗原 茂	⑧ 剣持 威次	⑦ 後藤 静子	④ (福) さくらぎ会	⑥ 指田 稔	※ (福) 至誠学舎立川	②
	柴田 繁樹	② 島崎 行男	⑧ 島崎 芳美	⑤ 志水 守	⑤ 志村 ウタ子	※ (福) 真光会	⑦
	(福) 青芳会	④ (福) 聖明福祉協会	⑦ 竹内 弘信	⑤ 立川 定克	③ 田中 謙	① 丹下 光	①
	(特非) 地域ケアネット ワーク ゆいまえる	④ 鶴田 善徳	① (福) 徳心会	⑥ (福) 都心会	⑦ (有) ナガタ	③ (福) 七日会	③
	根岸 秀雄	⑤ 野村 大悟	③ (株)ハウジング・エス	③ 濱野 朋紀	② 深松 優	③ 福地 透	①
	古澤 國宏	※ 文屋 友秀	② 細田 隆之	④ 松崎 規子	③ (株)丸芝製作所	① 宮田 浩明	②
	(福) 未来	③ (福) 六三四	① 安岡 厚子	⑦ 安島 登代	※ 横山 勝津彦	② 吉崎 雄次	④
	*****	⑥					
		⑥	・ 不同意先 (1先)				

* 就任10回以上は*で表示してあります。

総代定数 100名～120名 (現総代数 113名)

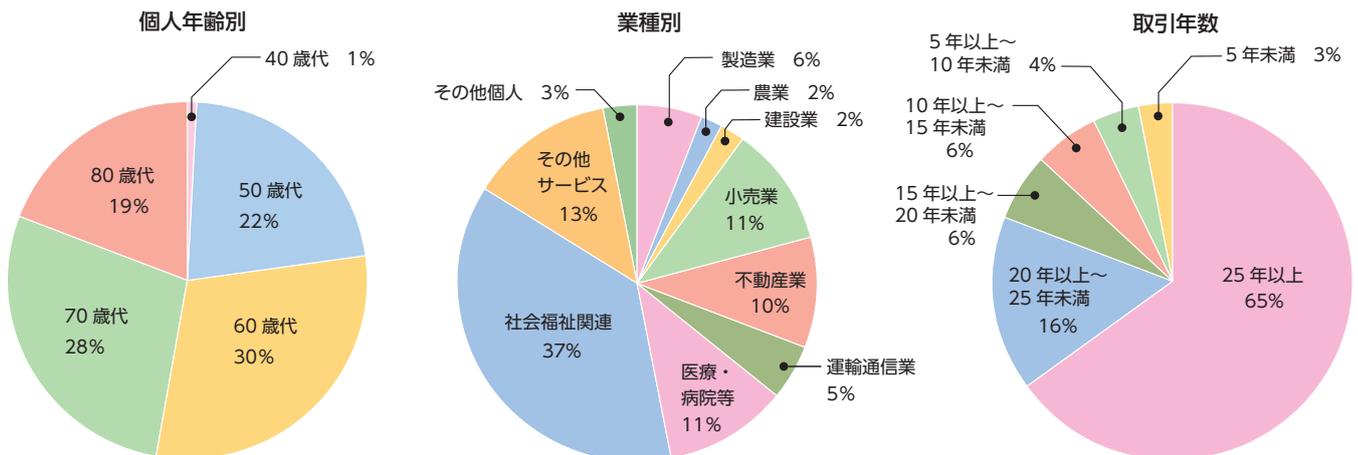
(注1) 第1区：千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、北区、荒川区、足立区、葛飾区、江戸川区の13区

(注2) 第2区：新宿区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、板橋区、練馬区の10区

(注3) 第3区：第1区及び第2区の地域を除く東京都下の市と、神奈川県川崎市及び横浜市並びに埼玉県朝霞市、入間市、所沢市、戸田市、新座市及び飯能市の1都2県の14市

(注4) 氏名開示の同意を得られていない総代に関しては「*****」と表示。

4. 総代の属性別構成比



5. 総代会の議事内容

第72期通常総代会が、令和7年6月18日に開催され、総代113名のうち、出席109名（うち、書面議決書押受32名、委任状押受40名）のもと、次の事項が付議され、それぞれ原案通り承認可決されました。

- (1) 報告事項
第1号報告 第72期事業報告、貸借対照表、損益計算書の報告の件
- (2) 決議事項
第1号議案 第72期剰余金処分案承認の件
第2号議案 第73期事業計画及び収支予算案承認の件
第3号議案 資本準備金等の額の減少及び剰余金の額の増加並びに優先出資の消却の件
第4号議案 役員報酬承認の件
第5号議案 組合員の除名承認の件



報酬体系について

1. 対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しております。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」で構成されています。

(1) 報酬体系の概要

〔基本報酬〕

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

〔退職慰労金〕(平成24年6月廃止)

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	36	45
監事	7	10
合計	43	55

注1. 左記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事12名、監事2名です。

注3. 使用人兼務理事3名の使用人分の報酬は、11百万円です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を与えるものとして金融庁長官が定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における給与体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上給与を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

注2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬額等の平均額としております。

注3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「職員給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の給与体系のような自社の利益を上げることや株価を上げることに関与しなかった給与となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こすような給与体系はありません。

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について

私は、当組合の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和7年6月19日
東京厚生信用組合
理事長 土井 真一郎

法定監査の状況

当組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「東邦監査法人」の監査を受けております。



〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-2-18
Tel 03-3342-2415 (代)
Fax 03-3342-4163
URL : <http://www.tokyokosei.co.jp>
Mail : koshin@mxj.mesh.ne.jp

表紙のデザイン

東京厚生信用組合らしく、事業の業域基盤の一つである 社会福祉事業、特に高齢者に寄り添ったイメージで作成してみました。

本店 高木 祐実